

設備改修をお考えの中小ビルオーナー様に大変オススメ！東京都「グリーンリース普及促進事業」をご紹介します。

次頁では 9 月 28 日(木)開催の「東扇島火力発電所・LNG基地」見学会の様をお知らせします。

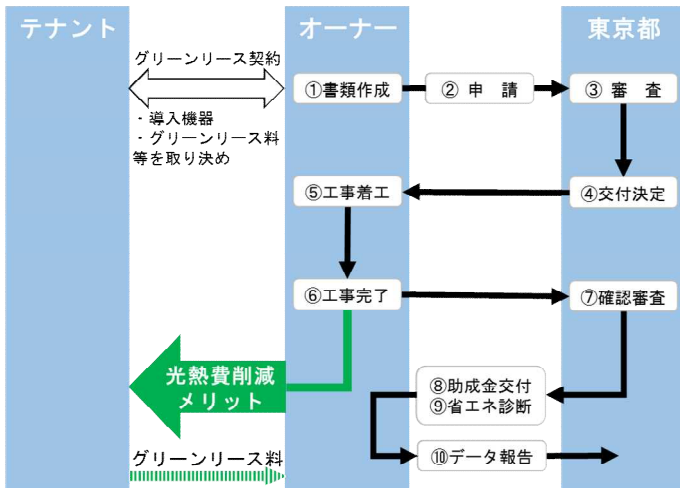


## ■グリーンリース普及促進事業のご紹介

### 概要

「グリーンリース」とは、ビルオーナー様が設備を省エネタイプに改修し、その効果として得られる「光熱費削減メリット」の一部を、テナント様がグリーンリース料としてビルオーナー様に支払うしくみです。

このたび、東京都の助成事業の 1 事業者 1 申請の制限が緩和され、複数のビルの申請や、同一ビルにおいてテナント様と合意できたフロアから順次申請することなどが可能になりました。



### 募集内容

都内に中小テナントビルを所有し、次のいずれかに該当する方が助成対象事業者となります。

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であり、大企業が実質的な経営に参加していない者
- (2) 中小企業以外の資本金 10 億円未満の会社であり、資本金 10 億円以上の者が実質的に経営に参加していない者
- (3) 上記(1)、(2)と共同申請する ESCO 事業者やリース事業者

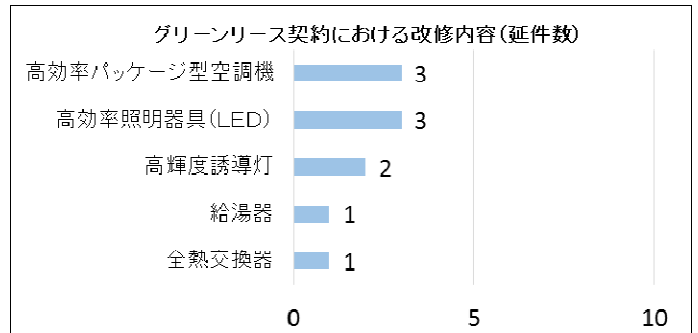
	グリーンリース契約のための調査費用	グリーンリース契約に基づく設備改修費用
助成率	助成対象経費の 1/2	助成対象経費の 1/2
助成限度額	100 万円	4,000 万円 (調査費含む) ※ただし、ビル共用部分の照明を LED 化する場合は上限 4,250 万円
予算額	約 21 億円 (上限に達し次第終了)	
募集期間	平成 29 年 10 月 2 日 (月) から 平成 30 年 1 月 31 日 (水) まで	

※「クール・ネット東京」HPより抜粋

### 交付決定事例

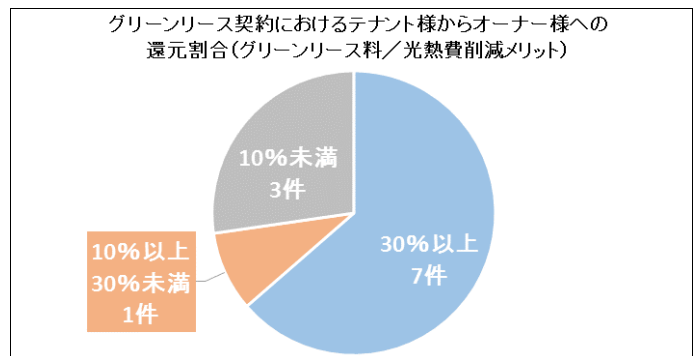
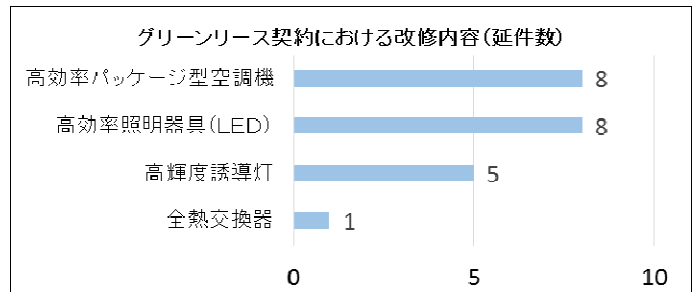
#### ◇第 1 回募集結果

- ・ 交付決定件数： 5 件
- ・ 助成金交付総額 (予定)： 約 1 億円
- ・ 交付決定事業所平均 CO<sub>2</sub> 削減量 (見込)： 約 18%
- ・ 年間 CO<sub>2</sub> 削減見込量： 約 320t



#### ◇第 2 回募集結果

- ・ 交付決定件数： 11 件
- ・ 助成金交付総額 (予定)： 約 2 億 2 千万円
- ・ 交付決定事業所平均 CO<sub>2</sub> 削減量 (見込)： 約 25%
- ・ 年間 CO<sub>2</sub> 削減見込量： 約 680t



### お問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社

クール・ネット東京 事業支援チーム

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/gl/index.html>

電話：03-5990-5089 FAX：03-6279-4699

## ■平成 29 年度 第一回 施設見学会の開催

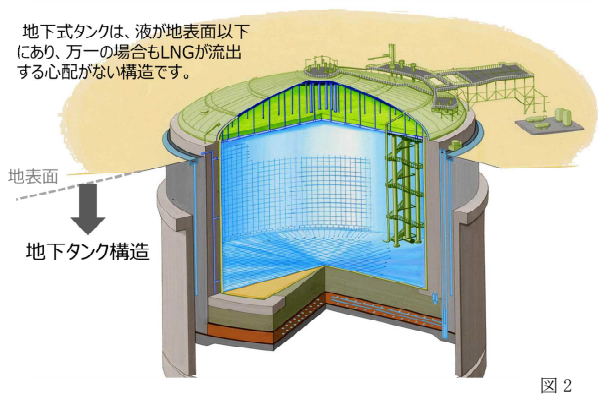
9月28日(木)、東扇島火力発電所および麒麟ビール横浜工場の見学会を開催し、41名の会員様にご参加いただきました。



東京電力フュエル&パワー株式会社(以下、東電 FP)東扇島火力発電所は、敷地面積 47 万 m<sup>2</sup>(東京ドーム約 10 個分)、200 万 kW の発電設備と 6 万 kL×9 基の LNG<sup>\*</sup>基地を併設した発電所です。

### LNG地下式タンク

地下式タンクは、液が地表面以下にあり、万一の場合もLNGが流出する心配がない構造です。



LNG を保管する地下式タンクは、万が一の場合にも LNG を流出させないように、液面を地表面以下とする構造です。(図 2)

### 東電FPのLNG基地と火力発電所 (東京湾岸)



東電FPは東京湾岸の各火力発電所をガス導管で結んでいます。あまり知られていませんが、東京湾を隔てた富津火力と東扇島火力間にも海底にトンネル(直径 3m×18km)を整備して連携しています。(図 3)

<sup>\*</sup>液化天然ガスの略称です。-162℃の液状で保管し、発電する際は気化装置でガス化します。液体にする過程で大気汚染の原因となる硫黄酸化物(SOx)が取り除かれるためクリーンなエネルギーです。

社会見学をかねた麒麟ビール横浜工場の見学では、見学者が見て・聞いて・触って・嗅いで・味わうという、まさに五感を刺激する工夫が随所になされていて、ご満足いただけたと思います。(図 4)

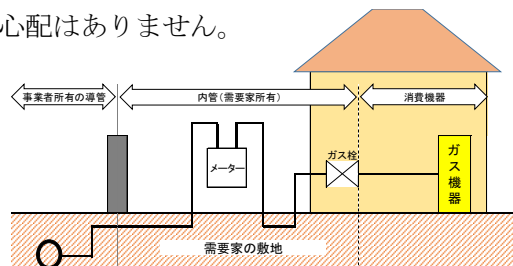


## ■話題

### ～ガス事業法の改正に伴う保安責任の変更～

平成 29 年 4 月、ガス事業法が改正されました。目玉は小口需要(年間使用量 10 万 m<sup>3</sup>未満)のガス小売自由化ですが、保安責任の範囲も見直されました。

改正前は、需要家敷地内の配管の定期点検やガス漏れ等の緊急時対応などの保安責任は、小売事業者(例えば東京電力エナジーパートナーなど)が負っていましたが、改正後は、導管事業者(例えば東京ガスなど)が負うことになりました。ご契約を変更されても、保安面でのご心配はありません。



改正前の保安責任	導管事業者	小売事業者	小売事業者
周知・調査			小売事業者
定期点検	導管事業者	小売事業者	小売事業者
緊急保安	導管事業者	小売事業者	小売事業者

ガス事業法の改正による責任範囲の変更

改正後の保安責任	導管事業者	小売事業者
周知・調査		小売事業者
定期点検	導管事業者	
緊急保安	導管事業者	

注1 ガス保安に関するパンフレットの配布やガス機器の設置状況の調査

## ■お知らせ ～平成 29 年度 経営者懇話会～

日時 1月30日(火) 15:30～18:30  
 場所 世界貿易センタービル  
 WTC コンファレンスセンター

銀座・ビルエネルギー研究会 事務局  
 〒160-8440 東京都新宿区新宿 5-4-9  
 東京電力エナジーパートナー株式会社  
 E&G 事業本部 東京本部内 編集発行人 山田  
 TEL:03-6375-0115 FAX: 03-5361-2796  
<http://www.ginza-biruenergy.com/>